# 特許行政年次報告書 ダイジェスト

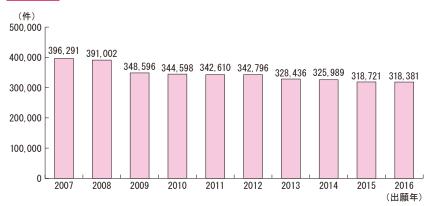
## 1

#### 知的財産をめぐる動向

本報告書では、「第1部 知的財産をめぐる動向」において、経済動向や企業等の知財戦略を 概観する上で重要な指標となる、知的財産に関連する各種の統計情報を紹介している。ここでは、 その中から主要な統計情報について抜粋して紹介する。

#### (1)特許



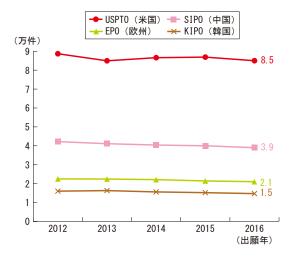


(備考)特許出願件数は国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願 (PCT 国際出願) のうち国内移行した 出願件数 (基準日は国内書面の受付日) の合計数である。

(資料)統計・資料編 第1章1.

#### →第1部第1章1.(1)①

#### 図② 日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移



	2012 年	2013 年	2014年	2015 年	2016 年
USPTO(米国)	88, 686	84, 967	86, 691	86, 359	85, 313
SIPO(中国)	42, 278	41, 193	40, 460	40, 078	39, 207
EPO(欧州)	22, 490	22, 405	22, 118	21, 421	21, 007
KIPO(韓国)	16, 004	16, 300	15, 653	15, 283	14, 773

(備考) USPTO Utility Patent が対象。

各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料)下記を基に特許庁作成

USPTO USPTO ウェブサイト(2012~2015年)及びUSPTO提供資料(暫定値)(2016年)

SIPO SIPO ウェブサイト

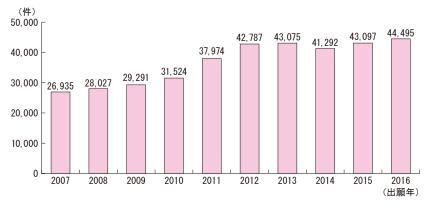
EPO EPO Annual Report 2016

KIPO KIPO Annual Report(2012~2015 年)及び KIPO 提供資料(暫定値)(2016 年)

→第1部第1章1.(2)①

単位:件

#### 図③ 日本国特許庁を受理官庁とした PCT 国際出願件数の推移



(資料)統計・資料編 第3章1.

→第1部第1章1.(1)①

#### 図④ 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の推移

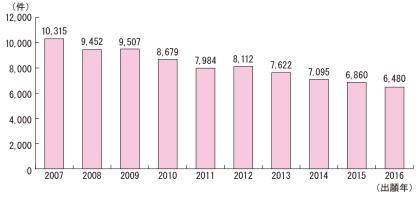


(備考)各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

→第1部第1章1.(2)③

#### (2)実用新案

#### 図⑤ 実用新案登録出願件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章3.

→第1部第1章2.(1)①

## 特許行政年次報告書ダイジェスト

#### (3)意匠

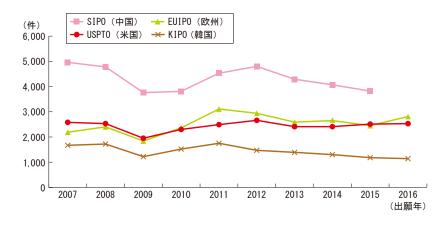
#### 意匠登録出願件数の推移 **図**6



(備考)国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。日本国特許庁におけるハーグ協定 のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日。 (資料)統計・資料編 第1章5.、第3章10.

→第1部第1章3.(1)①

#### 日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



単位:件

	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
SIPO(中国)	4, 966	4, 782	3, 760	3, 811	4, 532	4, 805	4, 296	4, 078	3, 827	_
EUIPO(欧州)	2, 192	2, 404	1, 843	2, 366	3, 199	2, 949	2, 598	2, 677	2, 450	2, 812
USPTO(米国)	2, 588	2, 532	1, 956	2, 300	2, 490	2, 662	2, 411	2, 411	2, 515	2, 530
KIPO(韓国)	1, 671	1, 728	1, 222	1, 528	1, 757	1, 470	1, 391	1, 311	1, 184	1, 140

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。なお、2016年の日本人による SIPOへの意匠登録出願件数は公表されていない。 各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 米国 2007~2015年: WIPO統計、2016年: USPTO提供資料(暫定値) 欧州 2007~2015年: WIPO統計、2016年: EUIPO提供資料(暫定値)

中国 2007~2015年: WIPO統計

韓国 2007~2015年: WIPO統計、2016年: KIPO提供資料(暫定値)

→第1部第1章3.(2)⑤

#### (4)商標

#### 商標登録出願件数の推移 図(8)

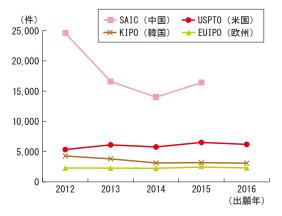


(備考)国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。 (資料)統計・資料編 第1章6. 、第3章17.

#### →第1部第1章4.(1)①

#### 図(9)

#### 日本人による主要国・機関への商標登録出願 件数の推移



単位:件

	2012年	2013年	2014年	2015 年	2016年
SAIC(中国)	24, 676	16, 604	14, 054	16, 403	_
USPTO(米国)	5, 358	6, 110	5, 786	6, 521	6, 201
KIPO(韓国)	4, 288	3, 800	3, 131	3, 185	3, 096
EUIPO(欧州)	2, 315	2, 283	2, 257	2, 597	2, 318

(備考) 米国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数 各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月ま でを示す (例) 2016年度:2015年10月~2016年9月

中国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数 2016年の数値は本紙作成時点で未公表

件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 米国 USPTO Annual Report

欧州 EUIPO ウェブサイト

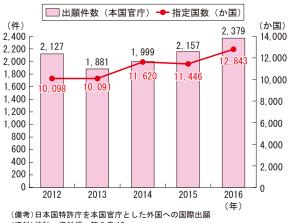
中国 CTMO Annual Report

韓国 2012~2016年:KIPO Annual Report、KIPO提供資料(暫定値)

## →第1部第1章4.(2)⑤

#### 図(10)

#### 日本から外国への出願(国際登録出願(商標)) の推移



(資料)統計・資料編 第3章12.

→第1部第1章4.(2)(7)

## 2

#### 特許庁における取組

「第2部 特許庁における取組」及び「第3部 国際的な動向と特許庁の取組」では、国内外において特許庁が実施している取組を中心に紹介している。ここでは、2016年度以降に実施した新たな取組について抜粋して紹介する。

#### ①「世界最速かつ世界最高品質の知財シス テム」の実現

世界最速の知財システムの実現のため、平成35年度(2023年度)までに特許の「権利化までの期間」」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすべく、2016年度の登録調査機関による先行技術文献調査総件数を16.1万件としつつ、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施している。

→第2部第1章1.

審査の品質向上の観点においても各種取組を実施しており、その中で、質に関するユーザーニーズや期待を把握し、審査を継続的に改善することを目的として、審査の質について調査を行っている。2016年度の調査では、国内出願における特許審査の質全般に対して、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は、2015年度よりも増加し57.0%であった。意匠、商標についても、「満足」又は「比較的満足」と回答した割合は、2015年度よりも増加し、それぞれ、61.0%、50.5%であった。

→第2部第1章2.(2)③、第2部第2章2.(1) ③、第2部第3章5.(2)③

意匠審査基準について、ユーザーの意匠制度の利用促進を図るために、(1) 意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用、(2) 願書及び図面の記載要件、及び(3) 参考図の取扱いの3点について改訂を行った。

→第2部第2章1.(2)

商標審査基準について、商取引を取り巻く 環境の変化やユーザーニーズ、近時の裁判例 等の動向を踏まえ、(1) 内容面の観点からは、 各条項における用語の定義及び解説並びに事 例の追加、(2) 構成面の観点からは、各項目 に係る見出しの追加、用語の統一等の点につ いて改訂を行った。

→第2部第3章1.(1)

#### ②地域・中小企業支援

「地域知財活性化行動計画」を策定し、中小企業庁や他の中小企業支援機関との連携の下、(1) 着実な地域・中小企業支援の実施、(2) 地域・中小企業の支援体制の構築、(3) 成果目標(KPI)の設定とPDCAサイクルの確立という3つの基本方針にのっとり、地域・中小企業による知財の取得、活用、保護に至るまで、各地域の実情に応じきめ細かい支援を行っていく。

→第2部第6章1.

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の 向上や知的財産の未活用企業等への意識啓 発を目的とした「巡回特許庁」を、2016年度 には全国4地域(中部、近畿、中国、九州) で開催した。

→第2部第6章6.(1)

<sup>1</sup> 出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

#### 図① 巡回特許庁 2016 年度実績

巡回特許庁 in 中部 (2017.2.22 ~ 3.2)	巡回特許庁 in KANSAI(2016.11.21 ~ 12.16)			
〇中部知財フォーラム 2017 181 名	〈大阪市〉			
〇地域ブランドセミナー 93名	〇知的財産シンポジウム 286名			
○「知っておきたい、ゲーム業界の発展を支える知的財産	〇知財ビジネスマッチングセミナー ~中小企業シーズ			
権制度」セミナー 176 名	オープン交流会~ 86名			
〇意匠制度の改正に関する説明会 106名	〇知的財産権制度説明会 (初心者向け)/テレビ面接審査デモンストレーション/模擬ロ頭審理動画放映			
●出張面接審査 実施件数 108件	〇職務発明制度セミナー 85名			
企業数 18 社	/ <del>                                   </del>			
	〈京都市〉			
	〇地域団体商標 10 周年記念セミナー 72 名			
	●出張面接審査 実施件数 367件			
	企業数 49 社			
WD#=F + 1, 7, 1 + (0010, 0, 00, 0, 01)				
巡回特許庁 in ひろしま (2016.8.29 ~ 8.31)	巡回特許庁 in 九州 (2016.10.24 ~ 10.27)			
〇知財活用セミナー 158名	〈福岡市〉			
〇中国地域知財戦略本部会合	〇地方創生に向けた知財金融フォーラム in 福岡 150名			
〇地元ユーザーとの意見交換会	〇九州知的財産活用推進協議会			
○模擬審判廷による実演・テレビ面接審査デモンストレー	〇九州地域の知財活用企業(経営者)との意見交換会			
ション 49 名	〇模擬審判廷による実演 / テレビ面接審査デモンストレー			
〇経済産業局特許室及び特許庁・INPIT 事業 PR 展示	ション 39 名			
	〇地域団体商標等 PR 展示			
●出張面接審査 実施件数 47件				
企業数 10 社	〈鹿児島市〉			
	〇デザイン・ブランド戦略による地域産業振興セミナー 81 名			
	〇知的財産権制度説明会(初心者向け)/テレビ面接審査デ			
	モンストレーション/模擬口頭審理動画放映 29名			
	〇地域団体商標等 PR 展示			
	O. D. WILLIAM J. L. M. M.			
	●出張面接審査 実施件数 30件			
	企業数 10 社			
※上記に加え、全開催地域で INPIT と連携し、臨時相談窓口を開設。				

※上記に加え、全開催地域で INPIT と連携し、臨時相談窓口を開設。

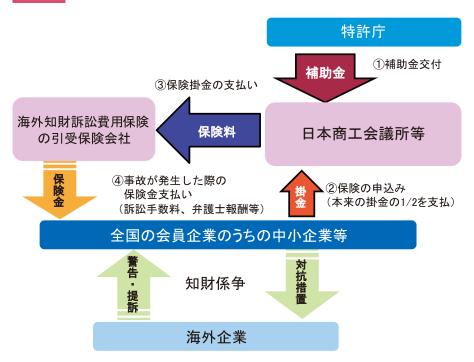
### 特許行政年次報告書ダイジェスト

また、2016 年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設し

た。それに伴い、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業 を実施しており、中小企業の保険加入を促進 している。

→第2部第6章7.(3)

#### 図⑫ 海外知財訴訟費用保険制度の事業イメージ



地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、2017年度第2四半期(7~9月)に「近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を開設し、知的財産の活用支援を行うことを予定している。

→第2部第6章8.

# ③海外知財関係機関との連携・知的財産制度整備の支援

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても早期にて安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、日本企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境

がますます強く求められている。特許庁では、 先進国に対しては、日米欧中韓の五大特許庁 長官会合や日中韓特許庁長官会合等において 制度・運用調和や多国間協力に関する議論を リードする一方、新興国・途上国に対しては、 日アセアン特許庁長官会合を通じた ASEAN の 知的財産制度・運用の改善や、インド・アフ リカ諸国等との連携強化を図るなど、グロー バルな知的財産環境の構築・整備を目指して いる。

→第3部第2章

また、東京で2016年11月に開催された日 欧知的財産司法シンポジウム2016等を通じ、 知財司法分野における各国間の相互理解の促 進に貢献した。

→第2部第4章3.

知的財産環境の構築・整備の一環として、 新興国、途上国に対して職員の派遣、現地関 係職員の研修生としての受入れ等をしており、 その中で、2016 年度、他庁の新人審査官研修 への協力を行った。インド特許意匠商標総局 に対しては、2016 年 4 月~ 5 月、及び 8 月に、 国際研修指導教官を始めとする審査官延べ 12 名を派遣し、タイ知的財産局に対しては、 2016 年 10 月~ 11 月、及び 2017 年 3 月に、審 査官延べ 8 名を派遣して、各庁の新人審査官 に対して特許審査実務の指導を行った。

#### →第3部第2章3-4.

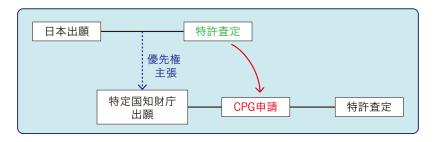
また、特許審査ハイウェイ (PPH) は、第一 庁 (出願人が最先に特許出願をした庁) で特 許可能と判断された出願について、出願人の 申請により、第一庁とこの取組を実施してい る第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みであり、2017年4月1日に、ブラジル、アルゼンチンとの間でもPPHを開始し、その拡充を図っている。

#### →第2部第1章3.(1)①

さらに、2016年7月より、カンボジア工業 手工芸省と、2016年11月より、ラオス知的財産局との間で、特許の付与円滑化に関する協力(CPG: Cooperation for facilitating Patent Grant)を開始した。CPGとは、日本で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである。

→第2部第1章3.(2)①

#### 図⑬ 特許の付与円滑化に関する協力(CPG)の概要



#### ④第四次産業革命への対応

第四次産業革命へ対応し、我が国企業の競争力向上に資するべく、種々の取組を実施している。詳細は、次ページからの冒頭特集を参照されたい。